

SME版IFRSの開発過程：公開草案（ED）構造化はどのようになされたのか

小津，稚加子
九州大学大学院経済学研究院：准教授

<https://doi.org/10.15017/14635>

出版情報：経済学研究. 75 (5/6), pp.65-78, 2009-03-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

SME版IFRSの開発過程

— 公開草案 (ED) 構造化はどのようになされたのか —

小 津 稚加子

1. はじめに

IASB (国際会計基準審議会) は2007年2月に、SME版IFRS (国際財務報告基準) のED (公開草案) を公表した。IASBが主導する会計基準の国際的統合は、「公的説明責任のない企業 (Non-publicly Accountable Entity; 以下、NPAE)」(例えば、中小会社ならびに新興経済圏諸国) の会計処理基準¹⁾ にも及びつつある。

換言すると、IASBに付託された会計基準開発は、国際的な資本移動にかかわる報告主体が対象とされていたはずなのに、資本移動を伴わない領域まで統合化の対象となりつつある。

IASBは、世界中の企業や基準設定機関 (そして大学などの研究機関) にフィールドテストへの参加を呼びかけ、またコメントの受付を延長するなど配慮して、SME版IFRSの基準過程に参加するよう強く要請してきた。そしていまでは、EDへのコメント・レターの収集・公開、それにもとづくEDの再検討を実施し、開発は最終段階にある状況である²⁾。つまり、IASBの基準開発はデュー・プロセスの透明性を確保しつ

つ、世界中の規制当局ならびに財務諸表の作成者・利用者と協働して開発を進めるという仕組みのなかで動いている。

SME版IFRSの開発が世界の会計基準設定機関、企業と協働して進行しつつあるという認識にたった上で、本報告の目的を次のようににする。すなわち、SME版IFRSの開発過程を、討議資料作成前からED公表に焦点をあてて、会計基準の開発がどのように進められたか、事実関係を詳らかに明らかにする。開発過程で取り上げられた論点、思考体系、廃除された議論もみていく。

多くの関係者が意見表明の機会を保証されているにもかかわらず、翻って基準設計過程では、意見やフィールドテストのインプットがどのように反映されていくのか判りにくい、というのが報告者の問題意識である。会計基準の開発過程の透明性を僅かでも解明できれば、SME版IFRSの性格をよりよく理解できるようになると考えている。

2. ED公表までの経緯

最初に、時系列をおってSME版IFRSの開発過程を示しておく。

2006年以降は Meeting Summaries や Observer Notesをたどれば議論の要約を追跡できる。ま

1) 定義からすると、NPAE版IFRSと称するのが適当であるが、(IASBの会議で次のように呼ばれているのにあわせて) 本報告でも、便宜上、SME版IFRSとする。

2) 完成版IFRSは、2009年第2四半期公表予定である(2009年2月現在)。

表 1 SME版IFRSの開発過程 (EDまで ; 2008年7月現在)

2002年 4 月	SMEに関する研究プロジェクトの立ち上げ
2002年 6 月	SMEに関する助言委員会を編成
2003年 9 月	SME版IFRSの策定を採択
2003年下期から2004年上期	SME版IFRSの方向性について合意 ³⁾
2004年 6 月	討議資料「SME版IFRSに関する予備的見解」 (討議資料 [2004]) 公表
2004年 9 月	コメント受付 (120通回収 ⁴⁾)
2005年 5 月31日	「認識・測定規準の簡素化」についてのスタッフ向け質問調査 (スタッフ・ミーティング2006年度中 9 回開催) (2007年度中 SME版IFRSの公表予定、2008年年 1 月 1 日に開始する事業年度 から適用予定とされていた。後に延期・変更。)
2007年 2 月	ED公表 ⁵⁾ (コメント受付開始、締め切り2007年10月 1 日、後に11月末に延期) (スタッフ・ミーティング2007年度中 2 回開催)
2007年11月	EDへのコメント締め切り (100通回収)
2008年度	(スタッフ・ミーティング2007年度中 4 回開催) (7月の会議では、名称がIFRS for SME からIFRS for Private Entities に変更が予 定された。)

(注) この表は、小津 [2006] の表1にもとづき、2006年以降の進展を加筆している。

た、2006年以降はAudio Playbackで音声記録が入
手可能であり、議論の過程をレビュー可能であ
る。2009年 2 月現在、審議内容は、理論的に重
要な問題を除けば、ほぼ完成段階にある。した
がって、SME版IFRSが構造化されていく過程に
おいて、重要なイベントは、討議資料 [2004] と
ED [2007] の公表であった。

とりわけ討議資料 [2004] は、その後の議論
のたたき台とEDの骨格を形成したとみなしう
る。そこで、以下で内容をみていく。

(1) 討議資料 [2004] 公表前 : 「適用除外」と 「簡素化」

2003年 9 月に、IASBは各国国内会計基準設定
機関のうち40カ国による参加を得て、会議を主
催した。会議に先立つ準備作業において参加基
準設定機関を対象に、SMEのための会計基準の
作成について調査を実施した⁶⁾。SME会計基準
の方向性に関する調査である。結果は、30の基
準設定機関が「IASBはSMEのための基準を開発
すべきである」と回答し、そのほとんどすべての
回答者が「自国の会計規定において、既に

3) IASB [2007b, p.11, BC20]

4) IASB [2007b, p.6, BC 5]

5) 当初2006年 3 月に予定されていたが、後に 6 月に修
正、最終的に2007年 2 月に公表された。

6) IASB Press Release, <http://www.iasb.org/news/iasb.asp?showPageContent>. 9月の世界会計基準設定主体会議では、ほぼ満場一致であったという (IASB [2007b, p.11, BC19])。

SMEに対して適用除外（exemption）もしくは簡素化（simplification）の方向で作成していると回答していた。

そしてこの「適用除外」と「簡素化」は、後にSME版IFRSの作業方針として確立されてゆく。具体的には、開示・表示（および会計方針）の簡素化と、測定および認識の簡素化に収束してゆく。

(2) 討議資料 [2004] における論点形成

討議資料 [2004, pp. 4-9] では次の論点を挙げている。

- ① IASBはSMEのための特別の財務報告基準を開発すべきか。
- ② SMEのための一組の財務報告基準の目的は何であるべきか。
- ③ SMEのためのIASB基準書は、どのような企業への適用を意図しているのか。
- ④ SMEのためのIASB基準書が、企業の直面する特定の会計上の認識または測定の問題を取り扱っていない場合、当該企業はその問題をどのようにして解決すべきか。
- ⑤ SMEのためのIASB基準書を利用する企業は、IFRSで認められているがSMEのためのIASB基準書の処理とは異なる処理に従うことを選択してもよいか。

- ⑥ IASBはSMEのためのIASB基準書の開発にどのように取り組むべきか。どの程度まで、SMEのための会計基準の基礎をIFRSの概念および原則ならびに関連する強制的指針に置くべきか。
- ⑦ SMEのためのIASB基準書を、完全版のIFRSの概念、原則および関連する強制的指針を基礎にして作成するとした場合、それらの概念や原則をSME用に修正するための原理はどうあるべきか。
- ⑧ SMEのためのIASB基準書は、どのような様式で公表すべきか。

8つの論点に関して、「論点」、「代替案」、「予備的見解」、「質問」が付され、論点ごとの解説と回答が討議資料を構成している⁷⁾。

表2では、討議資料の論点・代替案・予備的見解をまとめておく。SME版IFRSの方向性が明らかになる。

7) 議論の経緯は、拙稿 [2006] で詳細に論じている。

表 2 討議資料の要点

論点	代替案	予備的見解	採択された案など
①	(a) 完全版IFRSはSMEを含むすべての企業に適すべき (b) IASBはSMEのための特別の会計基準を開発すべき	1.1 「完全版のIFRSはすべての企業に適合する」 1.2 「IASBはSMEのための会計基準書を開発するべきである」 1.3 「作成表示の基礎を開示するべきである」	代替案(b)
②	—	2.1 「国際的なSME版財務報告基準は、SMEに適合する、高品質で、理解可能で、かつ実行可能な会計基準を提供することにある」 2.2 「SME版財務報告基準は、SMEの財務諸表の利用者のニーズを満たすことに重点を置くべきである」 2.3 「SME版財務報告基準は、IFRSと同じ概念フレームワークを基礎とすべき」 2.4 「SME版財務報告基準は、グローバル・スタンダードの使用を望むSMEの財務報告負担を軽減すべきである」 2.5 「SME版財務報告基準は、公的な説明責任をもつようになったSMEや、完全版のIFRSへの転換を選択しようとするSMEが、完全版のIFRSへの移行を容易できるようにすべき」	予備的見解すべて
③	(a) 「SME版IFRSはすべての非公開企業に適すべき」 (b) 「SME版IFRSは、量的規模基準以下のすべての非公開企業に適すべき」 (c) 「規模よりもむしろ質的に、公開企業と同等の財務報告義務をもつ非公開企業が存在する。IASBはこうした企業の定義をすべき」	3.1 「規模判定不要論」 3.2 「公的説明責任原則論」 3.3 「公的説明責任推定指標論」 3.4 「全所有者同意論」 3.5 「範囲論：公的説明責任を持たないすべての企業」 3.6 「子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社」	討議資料では(b)が選好されていた。
④	(a) 「企業は特定の問題を解決するために適合するIFRSを参照することが要求され、財務報告の残りの問題についてはSME版IFRSを引き続き参照する」 (b) 「企業は、自らの判断でIAS 8と類似する方法で会計方針を開発し適用すべき」	4.1 「IASB基準書強制復帰論」	予備的見解は4.1しか用意されていない。

⑤	(a) 「SMEは、SME版IFRSの利用を継続しながら原則別アプローチによって完全版IFRSに復帰することが許容される」 (b) 「SMEは、SME版IFRSの利用を継続しながら原則別アプローチでなく基準別アプローチで、全体として完全版のIFRSに復帰することが許容される」 (c) 「企業は完全版IFRSか、完全なセットのSME版IFRSのいずれかを選択するよう要求される」	5.1 「IASB基準書への選択的復帰論」	予備的見解は5.1しか用意されていない。なお、代替案は、SME版IFRSは完全版IFRSの簡略版であるという見解を前提としている。
⑥	(a) 「SME版IFRSが完全版IFRSの開発から出発し、適合するように基準書の修正から始めるべき」 (b) 「SME版IFRSは完全版IFRSから独立して分離した基準書として開発されるべき」	6.1 「IASB基準書はSME版IFRSの開発の出発点である」	予備的見解6.1。代替案(a)、(b)は程度問題であって本質的に変わらない。
⑦	—	7.1 「修正正当化論」 7.2 「開示および表示修正可能論」 7.3 「認識・測定非修正反証可能論」	予備的見解7.1
⑧	(a) 独立した冊子で公表すべき (b) 個々のIASB基準書に解釈指針も含めて公表すべき (c) (a)(b)の併用	8.1 「独立した冊子体」 8.2 「IASB基準書（および解釈指針）の番号による体系」 8.3 「各基準の前書きに目的と要約を記述すべきである」	予備的見解8.1

(注) 拙稿 [2006] より間接的に引用した。よって「討議資料」参照箇所は、原著もしくは左記論文を参照されたい。

2005年1月には10の試論的結論が下されたが (IASCF [2004] および拙稿 [2006])、このときには、(i) 公的説明責任をもたない企業を対象とした会計規定であること、(ii) 各国会計規定において、企業の使用に適する指針が開発されるべきこと、(iii) 利用者のニーズおよびコスト・ベネフィット分析を基礎にして、認識および測定の簡素化を検討すること、(iv) 完全版IFRSへの「強制的復帰論」を支持すること、が決定されていた。「討議資料」公表後7カ月後であり、コメント受付⁸⁾ 4カ月後のことである。

この時点ですでに、「外部利害関係者のため」という視点が強調され、金融機関やミューチュ

アル・ファンドのための財務情報の提供を意図した点が特徴的である。また、完全版IFRSへの強制的連携を保とうとしている点もみてもSME版IFRSの性格が討議資料段階で確定されたと考えうる。

SME版IFRS設計の基本方針は、会計基準設定主体の会合 (2003年) → (その前段階でのプリテスト) → 「討議資料」の作成・公表 (2004年) → コメント受付 → EDの作成・公表 (2007年)、という流れにあるが、「適用除外」と「簡素化」と

8) コメント受付は二度あった。一度は「討議資料」に対し、二度めはEDに対してであった。後者のコメント・レターはWeb上で公開されたが、前者は入手不可能である。

いう基本方針は、既に「討議資料」の段階（またはそれ以前）に大枠が決められ、修正が加えられた形跡はない。

ゆえに、消去法的にみてもと、討議資料からEDへと持ち越された論点は、

- (i) IASおよびIFRSを相互に参照しながら、SME版IFRSを項目別に体系化すること
- (ii) 作成者・利用者の助言グループへの追加とコミュニケーションの充実
- (iii) 各国規定の開発（の奨励）とコスト・ベネフィットの担保

これらは、もはや論点というより作業項目に近い。

3. 公開草案 (ED)

2007年、IASBでの投票結果は13対1であった。結果として、254頁からなるEDが公表されることになった。下記（表3）左側（二重線で囲んである）は、SME版IFRSの構成項目である。

次に、EDの詳細を重要な点に限り取り上げる。以下、本稿では断り書きがない限り、IASB [2007a] にもとづくものであり、特に討議資料からEDに至る変化についてはIASB [2007b] を参照したうえでの論述であることを断っておきたい。また、丸括弧のなかはIASB [2007b] のパラグラフを示している。

表 3 SME版IFRSの構成項目と完全版IFRSの関係

SME版IFRSの構成項目		依拠している完全版IFRS	
項	目	除外項目	該当箇所
	はじめに		完全版IFRS「はじめに」
1	範囲		完全版IFRSに該当なし
2	概念と原則		IASB概念フレームワーク、IAS第1号「財務諸表の表示」
3	財務諸表の表示		IAS第1号
4	貸借対照表		IAS第1号
5	損益計算書		IAS第1号
6	株主持分変動計算書、損益および留保利益計算書		IAS第1号
7	キャッシュ・フロー計算書		IAS第7号
8	財務諸表への注記		IAS第1号
9	連結および個別財務諸表		IAS第27号「連結および個別財務諸表」
10	会計方針、見積りおよび誤謬		IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」
11	金融資産と金融負債		IAS第32号「金融商品：表示」、IAS第39号「金融商品：認識および測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」

12	棚卸資産		IAS第2号「棚卸資産」
13	関連会社に対する投資		IAS第28号「関連会社に対する投資」
14	ジョイント・ベンチャーに対する持分		IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」
15	投資不動産		IAS第40号「投資不動産」
16	有形固定資産		IAS第16号「有形固定資産」
17	無形資産（のれんを除く）		IAS第38号「無形資産」
18	企業結合およびのれん		IFRS第3号「企業結合」
19	リース		IAS第17号「リース」
20	引当金および偶発事象		IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」
21	持分		IAS第1号、IAS第32号
22	収益		IAS第11号「工事契約」、IAS第18号「収益」
23	政府補助金		IAS第20号「政府補助金の会計処理および政府援助の開示」
24	借入費用		IAS第23号「借入費用」
25	ストック・オプション		IFRS第2号「ストック・オプション」
26	非金融資産の減損		IAS第2号、IAS第36号「資産の減損」
27	従業員給付		IAS第19号「従業員給付」
28	法人所得税		IAS第12号「法人所得税」
29	超インフレ経済下における財務報告	*	IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」
30	外国為替レート		IAS第21号「外国為替レート変動の影響」
31	セグメント報告	*	IFRS第8号「事業セグメント」
32	後発事象		IAS第10号「後発事象」
33	関連当事者についての開示		IAS第24号「関連当事者についての開示」
34	1株当たり利益	*	IAS第33号「1株当たり利益」
35	特定産業	*	IAS第41号「農業」、IFRS第4号「保険契約」、IFRS第6号「鉱物資源の探査および評価」
36	廃止事業および売買目的で保有する資産		IFRS第5号「売買目的で保有する非流動資産および廃止事業」
37	中間財務報告	*	IAS第34号「中間財務報告」
38	SME版IFRSへの移行		IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」

(注1) 二重線で囲んだ部分が、SME版IFRSの構成項目である。1～38はセクション番号である。

(注2) 除外項目(*)とは、SME版IFRSのEDにおいて極めて説明が少なく、事実上、その構成から除外されているとみなせる項目のこと。IASB [2007b] (BC58～65)の説明とSME版IFRS (ED)をつき合わせて筆者が印をつけた。

表4 SME版IFRS (ED) と完全版IFRSの比較表

	SME版IFRS (ED)	完全版IFRS	根 拠
会計基準の数	38のセクション ^(注1)	29のIAS、8のIFRS ^(注2)	IASB [2008]
開示のコンプライアンス項目数	約400項目	約3,000項目	IASB [2007c]
適用対象	公的説明責任のない(NPAE)企業(micro企業は除く)	上場企業	IASB [2007e] IASCF [2007]
基準開発作業の根本的な考え方	作業原則は共有する IASB概念フレームワーク		IASB [2007e] 他 Audio Playback

(注1) SME版IFRSに解釈指針はない。

(注2) 2008年10月現在。

(1) 構成

上の表(表4)では、SME版IFRS(ED)と完全版IFRSを、会計基準の数、要求されている開示項目数、対象企業において比較している。SME版IFRS(ED)では完全版IFRSと比較して、その量に関してはおよそ85%縮小、作業原則は変更しない(すなわち、完全版IFRSと同じにする)、適用は各国法規が定める⁹⁾という方針が立てられていた(IASB [2007e, p.1])。

(2) SME版IFRS(ED)の目的ならびに必要性

EDは、完全版IFRSの目的を引用し、続けてSME版IFRSの目的を次のように説明している。

「IASBは、多くの諸国で中小会社(SME)として知られている企業の一般目的財務諸表および財務報告に適用されることを目的とした会計基準を開発し、公表する(IASB [2007a] p.9)。」

9) 例としては、EUが取り上げられていた。そして、この規定を受けて、ドイツやベルギーでは研究機関がフィールドテストを行っている。

そして対象と情報利用者を掲げる。

「基準で使用されるSMEとは、(a)公的説明責任のない企業、であり、かつ(b)外部の財務諸表利用者に一般目的財務諸表を公表する企業である。外部利用者の例には、企業経営者を除く企業の所有者、現在および潜在的な債権者、格付機関が含まれる(IASB [2007a] para.1.1)。」

金融機関は上記定義の(a)からは除かれ(BC36)、SME版IFRSに準拠した財務諸表の作成は認められない。一方、公益企業や各国で経済的に重要な企業はSMEの定義に含めて考えられている(BC37, 38, 39, 40)。しかし、小規模であっても公開企業はSMEに含めない(BC51)。IASBでは、SMEに代えて、NPAEという呼び方も検討されたようだが(BC54)、会議の参加者から呼び名としては一般に普及していないという意見が出されたため却下された。

財務諸表の外部利用者には、SMEに貸付けを行う金融機関、SMEの財務諸表を利用して企業価値評価を行う供給業者、格付機関、取引先、経

営者以外のSMEの株主が想定されている(BC55)。そして、SME版IFRSはこうした外部利用者に求められている、と強調している。

では、誰がなぜSME版IFRSを必要としているのか。あくまでも基準設計者の(すなわち、IASBの)視点ではあるが、SME版グローバル会計基準の開発動機ともいえる部分なので、引用しておく。

「一貫して適用されるグローバル財務報告基準は、財務情報の比較可能性を拡張する。会計の相違は、投資家、与信者らが行う比較を不明瞭にする。高品質の比較可能な財務情報は表示によって、高品質なグローバル財務報告基準は資源配分の効率性と資本の価格形成を向上させる。このことは、会計基準のコンプライアンス・コストを減少させ、資本コストに影響を与える不確実性を取り除くので、負債や持分を提供する資金提供者のみならず、資金調達を行う企業にとってベネフィットをもたらす。グローバル財務報告基準は、監査の質における一貫性を向上させ、教育・訓練を助ける。(IASB [2007b, BC15])」

続けて、SMEの財務諸表が各国間で比較可能になることを、それぞれの利用者が次のような理由で望んでいる (IASB [2007b, BC16])、と述べる。

- (a) 金融機関は、クロス・ボーダーな貸付業務に参入できるようになる。銀行家は貸付けの意思決定、貸付期間、利率を決定できる。
- (b) 供給業者は財・サービスの信用取引を行う前に、海外で事業を行う買い手の財政状態を評価したがっている。

- (c) 格付機関は国境を超えて統一的な格付を試みている。クロス・ボーダー取引に算入する金融機関も格付方法を開発している。財務報告数値は格付の過程で、極めて重要な意味をもつ。
- (d) 多くのSMEは、海外のサプライヤーと取引をしており、長期的な業務関係の構築のためにサプライヤーの財務諸表の見通しを評価している。
- (e) ベンチャー企業は国境を超えてSMEに投資している。
- (f) SMEは、企業経営に参加しない外部投資家から資金提供を受けている。外部投資家にとって投資対象が異なる法規制環境のもとにあるとき、さらに他のSMEに関心があるときに、一般目的財務諸表のためのグローバル財務報告基準とそれがもたらす比較可能性は、特に重要になる。

IASBが情報利用者のベネフィットを説明している点が興味深い。討議資料の段階では、SME版IFRSのベネフィットはさほど言及されていなかったが、EDでは明確になっている。利用者として、金融機関、格付機関、取引先、投資家が想定されている。

他方、外部利用者のための「一般目的財務諸表」を掲げながらも、EDは、課税所得や配当可能利益の決定を除いている。関連する箇所(BC28, 29, 30)を要約すると、次のようになる。

つまりIASBの論旨では、課税所得は、税法および税制に従う別個の目的をもつ財務諸表によって算定され、配当可能利益も同様である。税務当局は、SMEにとって重要な財務諸表の利用者であることは間違いない。しかし、税務当局にとって財務諸表は出発点でしかなく、損益

表5 SME版IFRS (ED) から除外された会計基準

EDの セクション番号	会計基準	除外理由
29	超インフレ経済下における財務報告	超インフレ経済下における機能通貨の利用はSMEにとって標準処理ではない。
25	ストック・オプション	ストック・オプションは、SMEにとって標準処理ではない。
35	農業	IAS第41号は生物資産に公正価値モデルを適用し、開示している。農業事業を営む多くの企業はSMEであるが、公正価値モデルは典型的なSMEにとっては標準処理ではない。
37	中間財務報告	SMEにとって中間財務諸表は標準処理ではない。
19	ファイナンス・リース (レッサー側)	多くのレッサーは金融機関であり、公的説明責任がある。ゆえにSME版IFRSは要求されない。
34	1株当たり利益	SME版IFRS (セクション34) は当該項目の表示を要求しない。SMEが当該項目の開示をする場合には、IAS第33号を適用する。
31	セグメント	SME版IFRS (セクション31) は当該項目の表示を要求しない。SMEが当該項目の開示をする場合には、IFRS第8号を適用する。
-	保険契約	保険発行者は多額の資産を保全するので、公的説明責任をもつ。ゆえに、SME版IFRS (para.1.1.) の定義の外にある。

(注) IASB [2007b] (BC58~65) の説明を参照した。EDでの取り扱い順に準じている。

計算書への調整を最小限にとどめている国もある。それゆえに、SME版グローバル会計基準は各国の個別法規に立ち入ることはできない。SME版IFRS (ED) にもとづいて算定された損益は各国で規制される法規と調整を施すことによって課税所得算定の出発点として役立つのみである、と説明されている。同様の調整は配当可能利益についても当てはまる。

要するに、SME版グローバル会計基準の課税所得・配当可能利益算定への影響は、各国で対応すべき領域であるから、IASBはSME版IFRSに関しても利用者視点を貫徹するという態度を貫いている。

(3) 完全版IFRSとの構造上の関係

冒頭で論じたように、SME版IFRSの作業方針は「適用除外」と「簡素化」であった。完全版IFRSが基本的な枠組みを提供しているため、SME版IFRSは、それ自体が独立した構成となっているわけでもない¹⁰⁾。

SMEが利用しそえない会計基準を「除外」というアプローチは明解である¹¹⁾。除外理

10) また、SME版IFRSと完全版IFRSの関係は、表3に示したような対応関係となっている。

11) 「討議資料」公表後の審議では、SME版IFRSが完全版IFRSから完全に切り離された、独立した基準であるべき(すなわち、SME版IFRSを適用した場合、完全版IFRSを参照するべきではない)、との意見があったが、少数派である。

表 6 完全版IFRSを参照する場合のオプション

会計方針	SME版IFRSで容認された処理	完全版IFRSで容認されたオプション
投資不動産	原価・償却処理・減損モデル	IAS第40号で容認される公正価値モデル
有形固定資産	原価・償却処理・減損モデル	IAS第16号で容認される再評価モデル
無形資産	原価・償却処理・減損モデル	IAS第38号で容認される再評価モデル
借入費用	費用モデル	IAS第23号で容認される資本化モデル
キャッシュ・フローの表示	間接法	IAS第7号で容認される直接法。直接法は、SMEにとってさほど難しくない会計処理である。アナリストは直接法を愛好するが、金融機関や他の財務諸表の利用者からはSMEには間接法が適用されるべきとの見解が示された。彼らによれば、間接法はより発生主義会計に含意を与えている。こうした理由によってSMEには間接法を適用する。
政府補助金	受取資産の公正価値 (IAS第41号のモデル)	IAS第20号で容認される他の会計処理方法も認められる。
無形資産	原価・償却処理・減損モデル	IAS第38号で容認される再評価モデル

(注) IASB [2007b] (BC110~115) の説明を参照した。EDでの取り扱い順に準じている。

由(表5の通り)からは、標準処理と公的説明責任がメルクマールとされていることが理解できるが、農業や保険契約のように資産負債観が強い基準の除外も観察できよう。

これに関連づけて、完全版IFRSへの参照が指示されている会計方針もまとめておこう(表6)。討議資料では、完全版IFRSへの「強制復帰論」が多数派の見解であった¹²⁾が、この考え方は、「適用除外」・「簡素化」という初期に打ち立てられた作業方針によって、完全版IFRSとの構造上の関係を保ちつつ、特定の会計方針についてはオプションを与えるという仕組みへと具体化された。しかし、完全版IFRSとの連携確保

を保つために発生してしまった認識・測定規準に関連する曖昧な領域でもある。

(4) ED公表後の基準開発とコメント・レター

ED公表後は、7カ月の期間をおいた後にコメントを受け付けた。後にコメント受付は1カ月延長され、IASBはフィールドテスト参加中の企業・機関を対象として期間延長をする旨を明らかにした(IASB [2007] September Meeting Summary)。基準開発にあたって、「現場」からのインプットや証拠を重視するプラグマティズム型の開発姿勢と考えられる。

コメント・レターによる「現場」情報の提供も欠かせない要素となっているが¹³⁾、本稿では取り上げない。

12) 拙稿 [2006]。

現在のSME版IFRSの開発は、ほぼ完成といえる体裁まできており、コメント・レターで指摘された問題を取り上げながら、パラグラフの字句調整をしている段階にある。しかし、会議の様子を窺っていると、完全版IFRSと共有している課題を残している。

そこで、以下に、SME版IFRSで繰り返し論じられている領域を示しておく。ここでの順位付けは、EDに割かれた頁数にしたがい決定した¹⁴⁾。

- ① 金融資産と金融負債
- ② 収益
- ③ 無形資産、企業結合およびのれん
- ④ 従業員給付
- ⑤ 法人所得税、引当金および偶発事象、概念と原則、財務諸表の表示

4. むすび

SME版IFRS (ED) は完全版IFRSを縮小して完成するという当初の作業原則通り進められた。そしてこの方針は、「討議資料」において論点が入り込む余地なく確立され、さらにEDで踏襲されたことが、本稿での考察によって確認できた。

SME版IFRSは、開発出発点において完全版IFRSを参照基準としたために、それ自体を独立した会計基準とみなすのは難しい。結局、「完全版IFRSを参照する場合のオプション」という名目で実際には完全版IFRSに処理規定を委ねるといふ、「グレーゾーン」を残さざるを得な

かった。そしてこれも、「討議資料」で結論されていた「強制復帰論」、「選択的適用論排除」の結末である。SME版IFRSのこうした出自ゆえに、いくつかの論点も抱えてしまったことを最後に指摘しておく。

まず、会計基準の開発や改廃が概念フレームワークに則って行われるのがグローバル会計基準の必要条件であるならば、この条件を間接的にしか満たさないSME版IFRSにもとづく財務諸表が提供する情報がどの程度の「品質」を保証するといえるのか、判断がつかない。

次に、完全版IFRSは「原則主義」を特徴としており、ゆえに作成者や監査人の判断を重視する、と予想されている。推測の域を出ないが、(原則主義に由来する判断の結果として) SME版IFRSに準拠しつつ自国基準を混合適用するという事態も起こりうると懸念される。これは「英語版による完全なIFRS (pure IFRS)」のみが「高品質の」財務情報を提供できると標榜するIASBにとっては由々しき事態となる。

SME版IFRSを受容するベネフィットは何だろうか。将来公開を予定する企業にとっては(SME版IFRSから完全版IFRSへのスムーズな移行を助ける) 便利な会計基準となるということなのだろうか。

さらに看過できないのは、SME版IFRS (ED) が、理論的にも完全版IFRSを巡る議論に依拠せざるを得ない課題を棚上げにしていることである。

討議資料、コメント受付、EDを経て、SME版IFRSが当初予定していた対象は徐々に変化した。討議資料で念頭におかれていた新興経済圏諸国の企業はED段階では、さほど想定されなくなり、代わりに「各国で経済的に重要な公益企業」が浮上した。NP&Eという企業の「性質」

13) コメント・レターの分析は別稿に譲る。

14) ①から⑤は重要性の高い順位にならべた。SME版IFRSのセクションで使用されている名称を借用している。ほぼ同点であったため、第⑤位には、4領域を挙げている。

をより純化させながら基準設計をするように変化した点は評価できるが、翻って対象とされた企業（作成者）とクロス・ボーダー取引に参入する金融機関（情報の利用者）との間に鮮明な関係を見出すのは容易ではない。

このように考えると、そもそも「公的説明責任がない企業（NPAE）」という明らかに国際資本移動と無関係な領域に、IASBが触手を伸ばしたのはなぜか、改めて問い質さずにはいられない。SMEにとっての「会計基準の過重問題」が問題視されたのだろうか、「異なる会計基準」の設計が求められたのだろうか。判りにくい基準開発の動機とならんで、「簡素化」という作業原則と通底する完全版IFRSとの連携に課題があるではなからうか。このように思考すると、かつてFASBが「Big GAAP-Little GAAP」二元論の末に到達した視点（Abdel-khalik [1983, p.20]、AICPA [1976, pp. 8-9]（ただし、Abdel-khalik [1983, pp.20-23] を参照）が思い起こされる。すなわち、

「(…) すべての企業の一般目的財務諸表に対し、同じ測定原則を適用すべきである。なぜなら測定プロセスは財務諸表利用者の性質および測定結果に対する利害とは無関係だからである。(…) 現存する会計基準を再検討し、新たに異なる会計基準を開発する際に、すべての企業が実行可能なように、基準設定主体（FASB）は、複雑で詳細な会計規則を回避し、会計基準を簡素化すべきである。もし会計基準の簡素化と弾力化が実行可能でないならば、(…) 小規模非公開企業の財務諸表利用者の情報ニーズと唯一の一般に認められた会計原則（GAAP）のフレームワークにもとづき、小規模非公開企業のために異なる開示と異なる測定処理を開発するコス

トとベネフィットを明確かつ正確に検討すべきである。」と。

IASBは討議資料においてもEDにおいてもこうした素朴な疑問に答えることなく、SME版IFRSを確定してしまった。「過重問題」ならばコスト・ベネフィット分析がされるべきであったし、「異なる会計基準」が要求されていたならば、完全版IFRSへの「強制的復帰論」は成立しない。

引用・参考文献

- Abdel-khalik, A. Rashad [1983] *Financial Reporting by Private Companies: Analysis and Diagnosis*, FASB Research Report. pp.1-155.
- Alderman, C. Wayne, Guy, Dan M. and Meals, Dennis R. [1982] “Other Comprehensive Bases of Accounting: Alternatives to GAAP?” *Journal of Accountancy*, August, pp.52-62.
- Armstrong, Marshall S. [1977] “The Impact of FASB Statements on Small Business” *Journal of Accountancy*, August, pp. 88-90.
- Hooper, V. and Morris, R. D. [2004] “Washington Consensus, Emerging Economies and Company Financial Reporting: An Appraisal”, *Research in Accounting in Emerging Economies*, Supplement 2, pp.93-117.
- Haller, Axel and Eierle, Brigitte [2008] “Does size influence attitudes of preparers of financial statements towards financial accounting — the case of ED-IFRS for SMEs”, paper presented at EAA, Rotterdam, unpublished paper.
- IASB [2004] Discussion Paper, *Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*, June, pp.1-44.

- IASB [2007a] Exposure Draft, *IFRS for Small and Medium-sized Entities*, February, pp.1-254.
- IASB [2007b] Basis for Conclusions on Exposure Draft, *IFRS for Small and Medium-sized Entities*, February, pp.1-48.
- IASB [2007c] Draft Implementation Guidance, *IFRS for Small and Medium-sized Entities*, Illustrative Financial Statements and Disclosure Checklist, February, pp.1-80.
- IASB [2007d] *Comment Letters to Exposure Draft, IFRS for Small and Medium-sized Entities*.
- IASB [2007e] *IASB Insight*, March.
- IASB [2008] *International Financial Reporting Standards (IFRSs)*.
- IASCF[2007f] “An International Financial Reporting Standard for SMEs” Slides used for Workshop on IFRS for SMEs, Singapore.
- Pacter, Paul [2007] “Fair value under IFRSs: Issues for developing countries and SMEs” *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Peter Walton (ed.)
- 滝西敦子 [2006] 「米国における「原則に基づくアプローチ」の展開—会計基準設定におけるアプローチの変化—」京都大学経済学会『経済論叢』第179巻第4号。
- 西川登 [2008] 「誰が為に金は成る—カジノ資本主義に於る会計—」『経済貿易研究所年報』神奈川大学経済貿易研究所、No.34。
- 拙稿 [2003] 「新興経済圏の会計基準序説—英米アプローチの相違—」『会計』第163巻第1号。
- 拙稿 [2006] 「新興経済圏諸国の会計基準設計とIASB討議資料の基本論点」『経済学研究』九州大学経済学会、第73巻、第2・3号。

[九州大学大学院経済学研究院 准教授]